

○議長（茅沼隆文）

日程第4 議案第49号 開成町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を制定することについて、を議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づき、個人番号利用事務の処理において特定個人情報の庁内連携を行いたいので、本案を提案いたします。よろしくお願いたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（岩本浩二）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第49号 開成町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を制定することについて。

開成町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年9月4日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、ご説明を申し上げます。初めに、今回の条例制定の趣旨につきまして、ご説明を申し上げます。お手数でございますけれども、議案の最後に添付しております、参考資料、番号法に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の照会及び提供について、ご覧ください。

まず、1の趣旨をご覧ください。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の規定に基づきまして、平成28年1月から個人番号の利用が開始されます。

2の条例に委任されている事項をご覧ください。番号法では個人番号の利用並びに個人番号を含む個人情報、特定個人情報の照会及び提供に関して、（1）から（3）までの3項目について、条例に委任をしております。

まず、（1）でございますが、番号法で定められました個人番号利用事務のほか、地方公共団体が独自に個人番号を利用する場合。

次に（2）でございますが、番号法で定められた個人番号利用事務及び（1）の独自利用事務の処理のために、同一執行機関内での情報連携、いわゆる庁内連携を行う場合。

次に、（3）同一地方公共団体内の他の執行機関への特定個人情報の提供を行う場合。

以上、3項目について、番号法では、地方公共団体の条例に委任しており、それぞれの委任事項を整理したものが、資料の図表となっております。

番号法が施行され、個人番号の利用が開始されることに伴いまして、法定事務を処理するために、自らが保有する特定個人情報を利用する必要があることから、図表の条例Bの部分、庁内連携につきまして、今回、ご提案をさせていただいております条例で規定するものでございます。

なお、条例A、条例Cにつきましては、個人番号の利用開始にあわせまして、必然的に必要となるものではないこと。条例Dにつきましては、当町の利用システムでは、他の執行機関間での照会及び提供が発生しないことから、今回提案させていただいております条例には、当該規定を盛り込んでおりませんことを申し添えます。

それでは、条例案をご覧ください。

開成町条例第 号 開成町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例。

第1条につきましては、本条例の趣旨を定めるものでございます。

番号法第9条第2項に基づきます個人番号の利用につきまして、必要な事項を定める旨を規定するものでございます。

第2条におきましては、本条例に用いる用語の意義につきまして規定するものでございます。個人番号、特定個人情報、個人番号利用事務実施者、情報提供ネットワークシステムにつきまして、それぞれ番号法第2条における、それぞれの用語の意義を引用するものでございます。

続きまして、第3条は、個人番号の利用に関する町の責務について、規定するものでございます。

番号法第5条の地方公共団体の責務と同一の内容を町条例におきまして、改めて明示するものでございます。

続いて、第4条につきましては、番号法別表第2で認められました特定個人情報の提供につきまして、情報照会者、情報提供者がともに開成町の執行機関である場合におきまして、自らが保有する特定個人情報を利用することができる旨を定めるものであり、先ほどご説明させていただいた参考資料における条例Bに相当する規定となっております。

なお、番号法の規定によりまして、情報提供ネットワークシステムを使用して、他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることのできる場合は、本規定の対象外である旨をただし書きで定めてございます。

第5条は、規則への委任について規定するものでございます。

附則をご覧ください。本条例の施行期日を番号法に基づきます個人番号の利用開始にあわせて、平成28年1月1日と定めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議お願いします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

1 番、佐々木昇議員。

○1 番（佐々木 昇）

1 番、佐々木昇でございます。今の説明の中で、独自利用事務のほうで、今回、必然ではないということだったんですけれども、これは解釈として、ということとは必要ではないという取り方をしてもよろしいのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩本浩二）

それでは、お答えをいたします。独自利用に関しましては、番号法の中で、地域の特徴に応じて、地域の特性、実情を踏まえ、条例による個人番号の利用を積極的に推進することにより、住民サービスの一層の向上を図るということで規定されてございまして、私も必要ではないとは認識してございませませんが、まだ、国の制度自体が不安定な状況でございますので、そちらの結果を待つて、また改めて独自利用については、近隣との整合等も図りながら、慎重に対応してまいりたいと考えておりますし、今のご質問では、必要ないということではなくて、状況を踏まえて対応していくということで、また改めてその辺のご相談をさせていただければと考えてございます。

○議長（茅沼隆文）

佐々木昇議員。

○1 番（佐々木 昇）

わかりました。あと、今回の制度をつくることで、ほかの自治体などはかなりパブリックコメントなんかをやられている自治体もあったのですが、開成町ではやられてはいなかったというような認識なんですけれども、かなりいろいろ住民の方の意見なんかもあるような事案ですので、やられたほうがよかったのかなと。

また、このマイナンバー制度についての説明というか、広報などで周知されていましたが、この周知の仕方も、ほかの自治体では、利用範囲、項目なども並べられて説明されている自治体もあったんですけれども、開成町は制度の説明をもうちょっと丁寧にされたほうがよかったのかなと思っているんですけれども、その辺の考えをお伺いします。

○議長（茅沼隆文）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩本浩二）

まず、パブリックコメントの関係でございますが、こちらにつきましては、今回、お願いしてございますのは、国の制度に基づいて利用するという点についての条例ということで、パブリックコメントに関しましては、今回、余地がないような状態でございますので、先ほど申しあげました独自利用等を開始する場合におきましては、先ほど申しあげた特性等を踏まえてというようなことがございますので、パブリックコメント等の対応はしてまいりたいと考えてございます。

それと広報の件でございますが、7月と9月に、既に広報の中で周知をさせていた

だいているところではございますが、それに加えて10月から通知カードの対応がされるということを受けまして、10月に個別のチラシを全戸配布で入れさせていただくようなことで予定してございますし、今後も広報で周知をさらに重ねていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

佐々木議員。

○1番（佐々木 昇）

わかりました。あとこの議案、やはり住民の方たちは、かなりこれからいろいろご意見を私たちもいただくのかなど。個人情報との関係だとか、そういうこともいろいろ質問される場合もあるのかなという中で、その辺じゃなくて、町としてのメリットというところもPRしていったほうがいいのかなど。

現在の開成町の現状から見ても、メリットですか、今後、そういうところのPR、どのようなところを強く、現在、この条例のあれを制定するに当たって、国から国民の利便性の向上だとか、より公平公正な社会の実現、また、行政の効率化など挙げられていますけれども、現状、開成町として、どの辺を強くメリットとしてPRしていくのか、その辺の考えをお伺いします。

○議長（茅沼隆文）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩本浩二）

それでは、お答えをいたします。メリットについてということでございますけれども、今、議員が言われたような国で示されているようなメリットにつきましても、当然、事務の効率化ですとか、その辺が住民サービスの向上を図られるということについて、そこは私も同様に周知を差し上げたいと思っておりますし、独自利用のようなところで、地域の特性ということで、今後いろいろな部分が、ある程度安定的に判断されていく中で、特に利便性の向上という部分で、開成町の住民の皆様特に利便性の向上を図れるようなものをきちんと判断しながら、制度を踏まえて、安定したサービスが皆様に提供できるように進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質問ございますか。

菊川議員。

○11番（菊川敬人）

11番、菊川です。個人ナンバーについては毎日のように報道されていまして、私も、国の法律等を見ても非常にややこしくて、ボリュームもあります。正直なところ、今回の条例議案が出てきて、内容をよく理解できない部分がありますので、そういったことを含めて、勉強する意味で、ちょっと質問させていただきたいと思いません。

今回の個人ナンバーの利用に関する条例については、国の法律と比較すると、かなり簡素化された形の条例になっていると思います。

まず、そもそも条例そのものなのですが、先ほど参考資料をいただいて、説明がありましたように、個人番号の利用に関する条例とここではなっていますが、私は個人番号及び特定個人情報に関する条例という形で、特定個人情報を入れたほうがいいのではないかと思います。国でもそういった形で、特定個人情報というものをうたっていますし、これを外してしまうと、特定個人情報がどこで定められるのかなということを懸念しているのですが、その辺のところはいかがなのでしょう。

○議長（茅沼隆文）

行政推進部長。

○行政推進部長（加藤順一）

ただいまのご質問は、条例の名称が、単に個人を識別するための番号の利用というだけにとどまらず、特定個人情報の利用も含めてというお話かと思うんですけれども、特定個人情報自体が個人番号とリンクした情報ということになりますので、必然的に個人番号の利用が、特定個人情報とリンクした情報に確実にになりますので、そういうことをご理解をいただければ、特段不都合はないかなと、私どもは理解しているところです。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○11番（菊川敬人）

国の法律等を見ますと、別途に設けているんですね。個人番号の利用に関する条例のほかに、個人番号及び特定個人情報という形のを別個に設けて、そこで特定個人情報というところをしっかりと担保していくような形になっているんですね。

もし、部長が今言われるように、個人番号とリンクしているから、これで全て担保できるんだよということであればよろしいですけれども、そこをちょっと、懸念する部分がありますので、もし問題がなければそれで結構だと思います。

それから、3条、4条のところでは気になる部分、先ほど参考資料の中で、A、B、C、Dという形で記入されていて、今回はBの部分だよということなのですが、第3条のところでは、町が個人番号その他、特定個人番号情報の取り扱いの適正を確保するために、必要な措置を講じるとともに、個人番号の利用に関しという形で条文がうたわれているのですが、国が示している法律でいきますと、地方公共団体の責務という、第5条でうたわれているのですが、ここでは、地方公共団体は基本理念にのっとり、個人番号その他、特定個人情報の取り扱いの適正を確保するために必要な措置を講じるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関して、法人番号もここでうたわれているのですが、先ほど言われましたA、B、C、Dの関係で、法人番号というのは、ここに入ってこないということになるのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩本浩二）

こちらには、今のお話のとおり、法人番号は入ってきません。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○11番（菊川敬人）

そうしましたら、第4条のところでお伺いいたしますが、町の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げるとありますが、これは法の9条の第2項の別表かなと思うのですが、この別表に係るところで、町で特別指定しなきゃいけないというものは出てこないんでしょう。これを国のものをそのまま準用すればいいということによろしいでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩本浩二）

別表第2につきましても、今おっしゃっていただいたとおり、市町村、照会者のほうで管轄する事務、そのようなものが定められておりますので、そちらの法律に従って、そのような事務を行っていくというようなことでございます。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

石田委員。

○5番（石田史行）

それでは、質問させていただきたいと思います。今回のマイナンバー制度というものができると伴って制定をする、あるいは一部改正をする条例ですので、改正をしない、制定しないわけにはいかないと思うわけでありましてけれども、そもそも報道等もされているように、各種の世論調査でも、マイナンバー制度に対する理解が非常に遅れていると、国民全体の。町民の皆様も大体同じような傾向であると私は感じているんですね。

ですから、先ほど同僚議員からも、町民の皆様への制度の周知はどう図っていくのかということで、10月1日から通知カードが送られて、そして来年1月から実際のカードが交付されていくわけですが、相当町民の皆様も戸惑うというか、混乱されることが、私は予想されます。この辺、どのように町民の皆様の理解を図っていくのか。伺いたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩本浩二）

それでは、お答えをいたします。先ほど申し上げました広報等での周知はもとより、これから住民の方に対しても、説明ですとか、相談ですとか、そういうものを受ける

機会が、職員が増えてくるのだろうと考えてございまして、そちらの対応の準備というものにつきましては、職員研修等の充実を図りながら、窓口にいらしたお客様、また、番号法に対してご質問、相談等をされるお客様に、的確に職員が回答、相談等、対応できるように研修等を積んでいきたいと考えてございます。

それと、広報ということで、先ほど広報の回数と、あとチラシでの対応ということで申し上げましたけれども、それとともに、さまざまな機会がございまして、番号法のところの周知ができる機会を我々のほうで探して、そういう機会があれば、積極的に住民の皆様にも周知を差し上げていきたいと思っておりますし、また、住民の皆様からいろいろご相談等はございましたら、対応できる窓口等を構築していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

石田議員。

○5番（石田史行）

ご答弁いただきまして、ありがとうございます。これは国が制度導入を決めたわけですから、本来、これは国が責任を持って、国民、町民の皆様にも説明するのが第一義だと思いますけれども、我々基礎自治体に、当然、マイナンバー制度に対する懸念の声をいただかざるを得ないと、対応せざるを得ないと思っておりますので、担当課はご苦労されるかと思うのですけれども、ぜひ、丁寧にご対応していただきたいと思っております。

先ほど課長からもご答弁がありましたように、あらゆる機会を捉えて、自治会への説明ということも想定されているのかと思っておりますけれども、私も一国民として、例えば、情報漏洩の問題ですとか、それから、我々のいろいろな税の情報とかを、国が一括して管理するんじゃないかとか、それは違うわけでありましてけれども、そういった、かなり誤解が町民の皆様にあると思うんですね。ですから、私は、これはご担当課にはご苦労かけますけれども、ぜひ住民説明会を並行してやっていくべきではないかなと私は思うわけでありまして、いかがでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

行政推進部長。

○行政推進部長（加藤順一）

町といたしましては、これまでも広報を努めてきたわけですが、結局、お手元に個人番号カードが来たり、利用が開始された時点になって初めて、あれ、これはどうだったっけというような発言は、現実問題、そういう形になると思っております。

私どもとしましては、事前の広報に努めておりますけれども、結果としては、そういう時点、時点で、その都度、疑問の点とかが発生するとか、そういったところがあるかと思っておりますので、そういった部分で、ご懸念の部分がありましたら、その都度、私どものほうにお問い合わせいただいて、それにお答えしていくという形を今のところ考えているところでございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

石田議員。

○5番（石田史行）

私は、部長の答弁はわかりますけれども、今回、マイナンバー制度という、とても大きな制度がつくられたわけでございまして、やはり当然住民の皆様からの個別のご相談、あるいはご懸念に対して説明していくのは大事かと思うのですが、やはり町民の皆さんが混乱をしないように、同時にこういった住民説明会、自治会単位でもいいですから、やっていくぐらいのことをしていかないと、なかなか町民の皆様、反発も予想されますし、もちろん思想、信条的なところで反対する方もいるかと思いますが、やはり私は一町民の立場で考えると、メリットは何なのかなど、一体、マイナンバー制度、メリットといいますか。これが導入されることによって、我々町民の生活の何が変わるのだというのが、私はいまいちわかりません。それこそ国の説明不足があると思いますけれども、そういったところを我々基礎自治体のところに、ある程度しわ寄せがきているというか、説明をしなければいけないということで、迷惑な話ではあるんですけど、基礎自治体がそれなりに対応しなければいけないと私は思いますので、これは住民説明会のことも含めて、ぜひ対応をご検討いただきたいと意見を申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ありますか。

菊川議員。

○11番（菊川敬人）

11番、菊川です。私も今の石田議員の発言と全く同感するのですが、先ほど申しましたように、国はどんどん進めているんですけど、わからない部分というのが非常に多いですね。調べてみても、わかりづらい部分があります。ここに、第4条に利用の範囲があるのですが、例えば、報道等でも、老人施設等に入院している方で、マイナンバーを受け取れない人は約1割ぐらい発生するという報道もされています。そのほか、DVであったり、住所を教えたいという方もおられます。逆にDVの方の個人ナンバーを求めて、また暴力沙汰になるとか、いろいろ事件を起こすという、逆の面も出てくるかなと思うのですが、そここのところの取り扱いというのは非常に難しいなと思うのですが、まず、施設等に入られて、ナンバーを通知しても、送っても届かなかった人に対して、どういう対応をされるのか。

もう一つは、DV関係者にどういう形で届けられるかというのが非常に気になります。この辺のところはどういうふうと考えられますか。

○議長（茅沼隆文）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

個人番号の通知カード等のお知らせの方法等ということでお答えしたいと思います。個人番号の通知カードは、法施行の10月5日以降、各個人の世帯宛てに簡易書

留で送られるところでございますけれども、ただいまご質問にあったような方々につきましては、事前に、9月25日までに送付先を変更する手続をとってくださいということで、ポスターであったり、ホームページであったり、あるいは国の総務省のホームページであったりで、お知らせをしているところでございます。

その中で、実際の個人番号の通知カード等につきましては、住民票上の住所地に送付されることが大前提となってございますけれども、ただいま申し上げましたような申し出の手続をすることによって、住民票上の住所ではなく、現在、住んでおられるところ、そちらにお送りすることが可能となっております。

○議長（茅沼隆文）

よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

それでは、質疑がないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論はないようですので、採決を行います。議案第49号 開成町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決されました。

それでは、ここで暫時休憩しましょう。15時5分に再開いたします。

午後2時49分